

《東京都手話言語条例(令和4年9月1日施行)》

手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進

➡ ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現

Ⅰ 手話の施策の推進に関する福祉局の主な取組

1 普及啓発

手話の普及、都民等の理解促進のための啓発活動を推進

○ブックレット作成や大学生向け普及啓発イベントの実施等

○手話及び聴覚障害の普及啓発のための「手話の日」イベントを開催予定(R8新規)

3 環境整備

手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施

○各イベント・説明会等での手話通訳配置、動画配信での手話通訳・字幕の表示など、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施

○都庁等で遠隔手話通訳サービスを実施(R8拡充 都立病院を利用対象施設に追加)

2 意思疎通支援・学習機会の提供

手話通訳者等の養成・派遣及び都民等向けの講習を実施

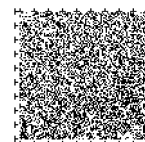
○手話通訳者等の確保及び資質向上のための養成講習及び広域型行事への手話通訳者派遣を実施(R8拡充 養成講習のクラス増)

○中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会を実施

4 区市町村との連携

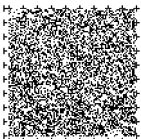
身近な地域である区市町村の取組を促進

○身近な地域において子供の頃から手話に関する知識・理解を深められるよう、**区市町村が実施する手話に関する取組を支援**(区市町村包括補助)



2 施策の実施状況

普及啓発

項目	概要	備考
ブックレット・リーフレット (H26～) 	リスザルをナビゲーターに起用し、簡単な手話や身近な会話文、聴覚障害者へのサポート方法などを紹介するブックレット「話そう! 手のことば～おもてなしの手話BOOK」及びリーフレットを作成、配布	【主な配布先】 ・区市町村 ・小学校 ・社会福祉協議会 ・聴覚障害者協会 ・宿泊施設（デフリンピック会場地域） ・都HP掲載 等
大学生向け普及啓発イベント「TOKYOみみカレッジ」(H27～)  <R7イベントロゴ>	聴覚障害及び手話についての理解と関心を深め、手話人口の裾野を広げていくため、主に大学生をターゲットに開催	【主な内容】 《ステージプログラム》 ・大学教授等による講演 ・大学生等による手話パフォーマンス ・著名人等によるパネルディスカッション ・東京2025デフリンピック応援企画（R6・R7） 《教室プログラム》 ・ワークショップ ・手話・読話講座 ・展示ブース ・聴導犬デモンストレーション
「共生社会 障害理解啓発キャラバン」手話の日イベント(R8新規)  <R8イベントロゴ>	「共生社会 障害理解啓発キャラバン」の一環として、手話施策推進法で定める「手話の日」（9月23日）に手話及び聴覚障害の普及啓発イベントを開催（予定）	【R8イベント概要（予定）】 《ステージプログラム》（都民ホール） ・映画監督 今井ミカ氏による特別トークライブ ・HANDSIGN 手話パフォーマンス 《展示》（都政ギャラリー等） ・手話やろう教育に関する様々な展示 《体験コンテンツ》（都民広場） ・手話で楽しむ「手話縁日」 

○デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業

事業概要

聴覚障害者等が都庁や事業所等で円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう、遠隔手話通訳等を実施

① QRコード※を利用した遠隔手話通訳

スマートフォン等のビデオ通話機能を使って、遠隔地からリアルタイムに手話通訳を行うサービス。サービスを利用するための専用のQRコードを都庁の窓口等に設置。

※ (株)デンソーウェーブの登録商標

② 電話代理支援

聴覚障害者が都庁等に電話で問い合わせをする際に、通訳オペレーターが手話と音声で双方向に通訳するサービス

③ タブレットの貸出し

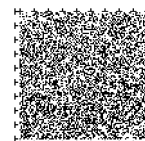
音声認識技術及び筆談によるコミュニケーション支援アプリを導入したタブレットを貸出し



都庁等における聴覚障害者等に対する情報保障を推進

【実施状況】

年度	利用対象施設	サービス提供時間
R5	・都庁、都事業所（警察・消防を除く） ・指定管理者制度導入施設	365日 午前8時から午後9時まで （「東京都手話言語条例」施行に伴い、 令和4年9月からサービス提供時間を拡充）
R6	・政策連携団体を追加	
R7	・警察・消防を追加（緊急通報を除く）	
R8	・都立病院を追加	

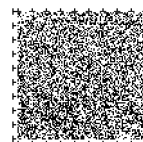


3 東京都手話言語条例施行後3年の検討について

「東京都手話言語条例」は、令和7年9月1日で**施行後3年を経過**したため、条例の施行状況を把握するとともに、障害者施策推進協議会、障害者団体連絡協議会、障害者差別解消支援地域協議会等の**各協議会で関係者から意見聴取を実施**（令和7年9月～令和8年3月）

《意見聴取結果概要》

項目	主な意見・質問
手話の普及・学習機会の提供	○「TOKYOみみカレッジ」のようなイベントを一般の人が気軽に立ち寄れるような場所で開催するなど、誰もが手話を身近で覚えられるような企画をしてもらいたい。 ○条例の認知度がまだ低い。「わかりやすい日本語版」があるといい。 ○聞こえる子供が周りの音声を聞いて言葉を獲得するように、聞こえない子供も、ゼロ歳から幼稚園までの間で手話を獲得する環境を大事にしてほしい。 ○他県では、乳幼児が手話を学べるところがある。教育庁等関係局とも話し合っって乳幼児の手話言語支援指導ができるような事業を始めていただきたい。
手話通訳者の確保	○手話通訳・要約筆記の通訳の質、レベルの問題がある。業者を入札で決めると金額だけで決まるため、通訳レベルが低くなってしまう。 ○手話通訳の質、ランクの判断基準を整備するべき。
事業者等の支援	○民間事業者開催のイベントで手話通訳を配置する際に支援があるか。NPOなどの財政力の脆弱な団体にとっては、かなりの負担になる。 ○手話を使わない人に対する要約筆記や文字の情報提供がセットで必要。民間事業者開催のイベントで要約筆記を配置する際に支援があるか。
手話等を使用しやすい環境整備	○手話のみでなく、コミュニケーションに困難を抱える人たちの支援策もより充実してもらいたい。



「東京都手話言語条例」の施行状況概要（令和４～８年度の主な取組）

令和8年2月12日
推進協議会第1回総会資料

<全体（都の責務（３条））>

【令和４～７年度】

➤手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を着実に実施

■各イベント・説明会等で手話通訳を配置、動画配信に手話通訳や字幕を表示、知事記者会見において手話通訳を配置するなど、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施

■都庁及び事業所窓口において遠隔手話通訳を利用できるQRコードを設置、サービス提供時間を拡充

【令和８年度（予定）】

➤引き続き環境整備及び手話を用いた情報発信を着実に実施

■【継続】各イベント・説明会等での手話通訳配置、動画配信での手話通訳や字幕の表示、知事記者会見における手話通訳配置など、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施

■【拡充】遠隔手話通訳のサービス提供機関を拡充（都立病院を対象に追加）

<基本的施策>

学習機会の確保等（６条）

【令和４～７年度】

➤都民が手話を学習する機会及び職員が手話を学習することができる環境を整備

■手話通訳者養成講習会や中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会を実施《福祉局》

■職員向け実務講習や講座動画での手話の紹介等を実施《総務局・生活文化局・スポーツ推進本部・交通局・警視庁》

■職員向けに、手話関係の通信講座受講費用及び語学教育機関に通学する場合の通学費用等を支援《総務局》

■職員向けに、ろう者の文化や手話言語への理解促進研修を実施《スポーツ推進本部》

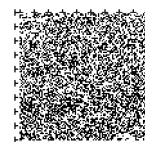
【令和８年度（予定）】

➤都民が手話を学習する機会を拡充

■【拡充】手話通訳者養成講習会や中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会を実施（手話通訳者養成講習会のクラスを増設）《福祉局》

■【継続】職員向け実務講習等を実施《総務局・生活文化局・交通局・警視庁》

■【継続】職員向けに、手話関係の通信講座受講費用及び語学教育機関に通学する場合の通学費用等を支援《総務局》



相談支援体制の整備及び拡充（7条）

【令和4～7年度】

➤相談支援体制を着実に整備

- 聴覚障害者情報文化センターが行っている聴覚障害者に対する相談事業の運営を支援《福祉局》
- 難聴児相談支援センターにおいて、難聴児及び家族等からの相談事業等を実施《福祉局》
- 幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児に対する教育相談を実施《教育庁》

【令和8年度（予定）】

➤相談支援体制を引き続き着実に整備

- 【継続】聴覚障害者情報文化センターが行っている聴覚障害者に対する相談事業の運営を支援《福祉局》
- 【継続】難聴児相談支援センターにおいて、難聴児及び家族等からの相談事業等を実施《福祉局》
- 【継続】幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児に対する教育相談を実施《教育庁》

手話通訳者の人材確保、養成等（8条）

【令和4～7年度】

➤手話通訳者等の養成を着実に実施

- 手話通訳者及び手話指導者の養成を実施、専門分野実践クラスを開設《福祉局》

【令和8年度（予定）】

➤手話通訳者等の養成事業を拡充

- 【拡充】手話通訳者及び手話指導者の養成を実施（手話通訳者実践クラスを増設）《福祉局》

事業者への支援（9条）

【令和4～7年度】

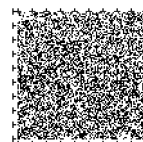
➤事業者の職場環境の整備を支援

- 聴覚障害者の就職・職場定着に向けた事例紹介や普及啓発を実施《産業労働局》

【令和8年度（予定）】

➤事業者の職場環境の整備を引き続き支援

- 【継続】聴覚障害者の就職・職場定着に向けた事例紹介や普及啓発を実施《産業労働局》



学校における支援（10条）

【令和4～7年度】

➤教員向けの研修や保護者の手話の学習機会の確保を着実に実施

- 教員向けに、手話の理解や聴覚障害児・者の支援について学ぶ専門性向上研修を実施《教育庁》
- 都立聴覚障害特別支援学校において手話講座や、保護者等への手話の学習機会の提供等を実施《教育庁》

【令和8年度（予定）】

➤保護者の手話の学習機会の確保に向けた取組を強化

- 【継続】教員向けに、手話の理解や聴覚障害児・者の支援について学ぶ専門性向上研修を実施《教育庁》
- 【拡充】都立聴覚障害特別支援学校における手話講座や手話学習機会の提供等を実施。新たに児童生徒等向け外部有識者の講演・特別授業等を実施《教育庁》

医療等サービスにおける環境整備（11条）

【令和4～7年度】

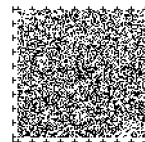
➤医療等サービスを利用しやすい環境を整備

- 「東京都障害者差別解消法ハンドブック」を改訂、医療等関係機関へ合理的配慮について周知を実施《福祉局》
- 聴覚障害がある感染症（疑い）患者への疫学調査、健診・相談、健康指導等を実施できる体制を整備《保健医療局》

【令和8年度（予定）】

➤医療等サービスを利用しやすい環境整備を引き続き着実に実施

- 【継続】「改訂版東京都障害者差別解消法ハンドブック」等の周知《福祉局》
- 【継続】聴覚障害がある感染症（疑い）患者への疫学調査、健診・相談、健康指導等を実施できる体制を整備《保健医療局》



手話の普及啓発（12条）

【令和4～7年度】

➤手話の普及・理解促進のための啓発活動を展開

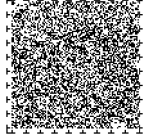
■ブックレット改訂、映像教材・動画の作成やイベントの実施等により、普及啓発を実施《福祉局・総務局・スポーツ推進本部・教育庁》

【令和8年度（予定）】

➤手話の普及・理解促進のための啓発活動を拡充

■【拡充】ブックレット、映像教材の作成やイベントの実施等により、普及啓発を実施（イベントプログラムの追加等）《福祉局・総務局・教育庁》

■【新規】手話及び聴覚障害の普及啓発のための「手話の日」イベントを開催《福祉局》



手話に関する調査研究等（13条）

【令和4～7年度】

➤手話に関する調査を着実に実施

■「東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）」において、コミュニケーションの手段（手話含む）や手話通訳利用の有無等について調査（令和5年度）《福祉局》

【令和8年度（予定）】

—

（5年ごとの調査実施のため、次期調査は令和10年度実施予定）

災害時における措置（14条）

【令和4～7年度】

➤手話や文字による災害時等の情報発信を着実に実施

■災害時の対策本部会議等のライブ配信において、手話通訳映像を撮影・挿入《政策企画局》

■東京都防災ホームページ、東京都防災X及び東京都防災アプリを通じて文字による発信を実施《総務局》

■火災現場への手話通訳派遣を実施《東京消防庁》

【令和8年度（予定）】

➤手話や文字による災害時等の情報発信を引き続き着実に実施

■【継続】災害時の対策本部会議等のライブ配信において、手話通訳映像を撮影・挿入《政策企画局》

■【継続】東京都防災ホームページ、X及びアプリを通じて文字による発信を実施《総務局》

■【継続】火災現場への手話通訳派遣を実施《東京消防庁》

